

00075

昭和28年10月27日 火曜日 鳥取県公報 第2460号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

法律第四十九号)附則第三項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県副知事 鈴木武

学科試験

鳥取市二階町 鳥取保健所

日時 昭和二十八年十二月七日（月）午前九時三十分から

1 日時及び場所  
2 実地試験

鳥取市二階町 鳥取保健所

日時 昭和二十八年十二月十四日（月）午前九時三十分から

実地試験場所 鳥取市西町 鳥取図書館講堂

美容師実地試験場所 鳥取市二階町 鳥取保健所

理容師実地試験場所 鳥取市西町 鳥取図書館講堂

美容師実地試験場所 鳥取市二階町 鳥取保健所

## 告示

目

次

◇告示 理容師試験及び美容師試験の実施

建設業者の登録まつ消

農地法に基く買收令書交付不能一覧表

河川敷の公用廃止

公有水面埋立免許

土地の公用廃止

建設業者の変更登録

種畜の廃用

◇就任及び辞令 谷村清治外

◇正誤 昭和二十八年十月九日鳥取県訓令第二十六号中訂正

鳥取県告示第四百六十六号  
理容師、美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年

正する法律（昭和二十三年法律第八十一号）による

改正前の第二条第二号若しくは第三条第二号の規定により都道府県知事が行つた理容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を出願した者

### 三 受験手続

受験願書(別記様式)に次の書類等を添え、昭和二十八年十一月二十五日(水)までに所轄保健所に提出すること

- 履歴書
- 戸籍謄(抄)本(三箇月以内に作成したもの)
- 昭和二十五年七月以前に受験した者につては、学校教育法第四十七条の規定に該当することを証する書類及び試験の受験を出願したことを証する保健所長の証明書
- 実地試験を受験する者は、学科試験合格証明書(又は通知書)
- 鳥取県において理容師、美容師法第二十一条又は理容師法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十一号)による改正前の第二条第二号若

しくは第三条第二号の規定により受験を出願した者は、当該都道府県知事の受験を出願したことを証する書類

- 写真(出願前六箇月以内に撮影した半身無台紙、名刺型のもので裏面に受験科目及び氏名を明記したもの)
- 受験手数料五百円(鳥取県收入証紙による)
- 健康診断書(特に精神病、てんかん、傳染性疾病の有無を記載したもの。)
- 願書には受験科目(理容又は美容)をどちらか一方のみ記入すること。
- 出願者は受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等のことがおこらないように、住所及び氏名を願書に明記すること。
- 実地試験は、学科試験合格者でなければ受けることができない。

### 別記様式

#### 美容師試験受験願書

#### 本籍

住 所(住所と通知書を受ける場所が異なる場合は通知を受ける場所を記入すること)

氏 ふ り が な

年 月 日 生

昭和二十八年

月

日

名印

鳥取県知事 氏

右 殿

#### 鳥取県告示第四六十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

右のとおり理容師(美容師)試験を受けたいので理容師、

美容師法附則第三項の規定により別紙関係書類及び手数料を添えて出願します。

登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録  
(ろ)第三四号 九、二六、

株式会社齊藤無線

米子市東町八五

齊 藤 政一郎

昭二八、九、一七

〃第四六号 九、二七

北出建築株式会社

角盤町二丁目

北 出 箕 吉 九、二七

## 鳥取県告示第四百六十八号

左記の土地等の買収令書は交付ができないので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十条第三項の規定によりその内容を次のようにより公示する。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県副知事 鈴木 武

## 一 土地等の所在及び対価等の表示

所 郡市 町村 大字字地番 在	地 目			積 面	地 面	地 面
	台帳 現況	台 帳	買 收			
西伯郡宇田川村大字福岡 山林 山林	一、四〇八	一、四〇八	反	四九五、〇〇	西伯郡宇田川村大字福岡 山林 山林	一、四〇八
宇田川村大字福岡字岩	"	"	九、七二七	九、七二七	西伯郡宇田川村大字福岡字岩	"
ケ谷一、二九〇	"	"	三、四四三、〇〇	三、四四三、〇〇	西伯郡宇田川村大字福岡字岩	"
米子市陰田町一、九二五	"	"	二、七二七、〇〇	二、七二七、〇〇	米子市陰田町一、九二五	"
"	"	"	三、二〇三、二、〇〇〇	三、二〇三、二、〇〇〇	"	"
"	"	"	一、五〇〇、二、〇三七、〇〇	一、五〇〇、二、〇三七、〇〇	"	"
"	"	"	三、九一〇	三、九一〇	"	"
一、九三二	"	"	"	"	一、九三二	"
合 計	一九、八〇七	一六、一二三	一八、四〇八、八〇	"	合 計	"

一、九二六 原野・原野 ○、一一〇 ○、一一〇 五〇、〇〇 米子市東山町一、一〇ノ二 山林・山林 ○、三〇〇 ○、三〇〇 一、四〇〇、〇〇

米子市陰田町四七一  
角松 太郎  
坂口晋一郎

一、九二〇ノ三 ○、一一五 ○、一一五 一、一七〇 ○〇  
一、九二〇ノ四 ○、一二六 ○、一二六 一、三四〇 ○〇  
一、九二〇ノ五 ○、三〇〇 ○、三〇〇 一、四〇〇、〇〇  
一、九二〇ノ六 ○、三〇〇 ○、三〇〇 一、四〇〇、〇〇  
一、九二〇ノ七 ○、三一二 ○、三一二 一、五九〇、〇〇  
一、九二〇ノ九 ○、〇、〇一六 ○、〇、〇一六 二四九、〇〇  
合 計 一九、八〇七 一六、一二三 一八、四〇八、八〇

## 二 対価の支払方法 供託する。

三 買収の期日 昭和二十八年十一月一日

## 鳥取県告示第四百六十九号

河川法（明治二十九年法律第七十一号）の規定により次の河川敷の公用を廢止する。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

武

（関係方面は土木部管理課に保管）

八頭郡智頭町大字智頭字河原町一、六四六番地先から一

七三九番地先迄一、八九六、八七坪

鳥取県告示第四百七十九号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。  
昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者	鳥取県副知事 鈴木 武
一 埋立の場所 気高郡青谷町大字北河原字向田、神崎前、廻淵、下内台地先勝部川旧河川敷	
二 埋立の面積 五、一七〇坪	
三 埋立工事の竣工期限 昭和二十九年十月十日	
四 埋立の目的 耕地造成	
五 免許を受けた者 気高郡青谷町	

## 鳥取県告示第四百七十九号

次の種畜は廢用された。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県副知事 鈴木 武

証明書 名前 種類 申請理由 飼養者住所氏名

昭二八 常富 黒毛 廃用 鳥取県日野郡米沢村 筒井道治

昭二九 常富 和種 白根 慶治 二部村

昭二〇 勝一 常盤旭 二部村

羽田 進

昭和二十八年十月十六日

## 鳥取県告示第四百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県副知事 登録

鳥取県告示第四百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年十月十五日変更登録した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百七十二号  
次の土地はその公用を廃止する。

鳥取県知事登録 第一九六号	登録年月日 昭和二十七年十一月二十八日	商号又は名称 有限会社北川組	主たる営業所々在地 米子市角盤町四丁目七六	申請者氏名 小清水英雄
			新 旧 中島積太郎	新 旧 北川徳明
" " 第一八三号	昭和二十七年十一月十九日	吉山工務所	新 旧 岩美郡本庄村大字本庄二八九	新 旧 岩美郡本庄村大字本庄二八九
" " 第四三号	昭和二十六年十二月六日	山陰建設株式会社	新 旧 八頭郡郡家町郡家二五五	新 旧 岩美郡本庄村大字本庄二八九

## 鳥取県告示第四百七十二号

次の土地はその公用を廃止する。

二埋立の面積 五、一七〇坪

三 埋立工事の竣工期限 昭和二十九年十月十日

四 埋立の目的 耕地造成

五 免許を受けた者 気高郡青谷町

鳥取県告示第四百七十二号

次の土地はその公用を廃止する。

二埋立の面積 五、一七〇坪

三 埋立工事の竣工期限 昭和二十九年十月十日

四 埋立の目的 耕地造成

五 免許を受けた者 気高郡青谷町

## 敍任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する。

願により本職を免する。

昭和二十八年十月十五日

鳥取県教育委員会 中村登喜

十一級特二七、三〇〇円を給する。

主事に補する。

八頭支所長代理を命ずる。

昭和二十八年十月二十七日  
鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県副知事 鈴木 武

岩美郡浦富町大字浦富字上内池田六六九番地先から六六八番地先まで水路敷五十三坪三合三弓

（関係図面は土木部管理課に保存）

正

誤

昭和二十八年十月九日島取県訓令第二十六号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

貢 種類行 誤

二 上 十一 第八条

第七条 正

発行日 火 金

行 島 取 県 島 取 市 東 町  
印 島 取 県 島 取 市 東 町  
副 島 取 県 島 取 市 東 町  
所 島 取 県 島 取 市 東 町

取

縣

縣

縣

縣